

令和5年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和5年 6月29日（木） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副町長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教育長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	吉田	隆	危機管理室長	曾我部	一彦
会計管理者	齋藤	和幸	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	長田	寿幸	都市計画課長	石田	傑
税務課長	池本	繁樹	総務学校教育課長	金井	和昭
町民課長	和田	美由貴	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	近藤	勝志
エネルギー対策室長	野津	寿天	中出張所長	茶山	宏
商工観光課長	鳥井	登	中央公民館長	田中	拳
農林水産課長	河北	尚夫			

1. 午後から課長不在により出席した者の職氏名

総務学校教育課長補佐	岩本	清徳	都市計画課長補佐	前田	和信
------------	----	----	----------	----	----

## 1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上 克樹 庶務係長 齋賀 千春

### 議事の経過

#### ○議長（池田 信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時30分）

（全員協議会開会宣告 9時30分）

#### ○議長（池田 信博）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 13時30分）

（本会議再開宣告 13時30分）

### 日 程 第 1. 委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第55号から議第70号までの条例関係及び工事契約関係13件、補正予算3件の計16件と、請願・要望2件、並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務教育民生常任委員長 1 番：岡田 智子 議員

#### ○1番（岡田 智子）

総務教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

委員会開催日ですが、臨時議会時の5月8日、会期前の6月13日、14日、会期中の6月27日、28日の計5日間開催いたしました。

付託案件は別紙の通りでございます。

審査の結果について、ご報告いたします。

付託案件6件については、全て全会一致で「可決すべし」といたしました。

議会初日に付託されました、要望第1号については、全会一致で「採択すべし」とし、請願第1号については、賛否同数であり委員長決裁で「継続審査」といたしました。

次に、審査の経過及び主な意見・指摘事項についてでございます。

議第55号「隠岐の島町子育て交流センター設置及び管理条例」、議第56号「隠岐の島町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」、議第57号「隠岐の島町放課後児童クラブ設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、栄町に建設いたしました「隠岐の島町子育て交流センター」の施設を管理するために新たに制定するとともに、関連する条例の一部と国が定める基準が変更になったため、改正を行うものでございます。

委員からは、「この施設が開所になると定数や対象エリアは決まっているのか」「支援員の配置とあるが、配置の有無は」「安全計画の策定状況はどうなっているのか」等の指摘があった。執行部からは「安全計画については中身が複雑で作り方が難しく、担当課でも関係者間の相談や情報提供を実施しているところである」との返答でありました。委員会としては、この「子育て交流センター」は、子育て支援センターと放課後児童クラブを一体的に進めることで、誰もが安心して子育てができる環境づくりと子どもたちの健全な心身が育まれる事業運営ができるように指摘をいたしました。

続きまして、議第68号「令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」の本庁舎空調設備修繕工事についてであります。1月24日からの寒波により、本庁舎の空調設備が凍結破損し、支障をきたしています。夏季までに早急な対応が必要であることから、所要額316万8,000円を補正するものであります。執行部からは5月8日と6月13日の委員会で経過説明があり、委員からは「機械設備の保障はどうなっているのか」「機器の仕様に問題があったのではないのか」「再発防止策はとっているのか」「保守管理の必要があるのではないのか」「修繕は完了しているのか」等多数の意見がありました。執行部からは、「機械の仕様には問題がなかったが、再発防止策を施すことで破裂は防げる。今後の保守管理には万全を期して対処していく」との返答でありました。委員会としては、破損の再発防止と日頃の保守管理を徹底するよう指摘いたしました。

続きまして、所管の調査事項につきまして報告をいたします。

大久漁港付近での海中不審物についてでございますが、大久漁港付近で魚雷のような不審物が発見され、今後の対応と警備体制について執行部から報告がありました。委員からは、「調査や処理も必要だが、国への要請をしっかりとほしい」「緊急対策本部をたてたのか」「隠岐全域の調査を要請すべきだ」等の意見が多数ありました。対策本部を立ち上げ対処す

るが、委員会としては、執行部に対し、防衛省・国の機関・島根県に隠岐近海の防衛体制を強化するよう要請いたしました。

次に、マイナンバーカードの普及促進についてでございます。

本町は、交付率が81.8%と県内で3番目に高い水準であります。現在問題になっているマイナトラブル（誤登録）について、「必ず本人名義の口座を登録していること、登録後のログインも徹底しているので誤登録はないこと」等、執行部から報告がありました。本町ではトラブルはありませんでしたが、委員会としては、引き続き、細心の注意を払い、交付率向上に努めていくよう指摘をいたしました。

最後に、請願の審査についてご報告をいたします。

請願第1号、中村区区長会会長 稲葉 良一氏・武良自治会会長 佐々木 雅秀氏からの、「隠岐の島町立北小学校の統廃合方針の撤回を求める請願」についてでございますが、主な請願内容は、1つ目は令和7年4月北小学校統廃合方針の白紙撤回と統廃合に向けた一切の手続きを即刻停止すること、2つ目、北小学校が存続した従前の体制を維持すること、3つ目、若者定住につながる地域振興策と“統合しない魅力ある学校づくり”に則った将来ビジョンを策定・実施するという内容でございました。

委員会では、6月27日提出者に出席を求め、請願の願意について説明を受け、内容や経緯について質疑を行いました。委員からは「方針撤回をしないと地域が話し合いに応じないのではないか」「町・教育委員会の進め方のプロセスが拙速すぎる」「住民の請願は重いものである。いったん仕切り直して改めて進めるべきだ」「町執行部の今後の考えは保護者と意見交換をした後に、最終的に三者合同で意見交換会を実施する。現段階では方針案であり決定はしていない」「地区内の意思統一が不十分で、公益性からみても問題があり拙速な判断はできない。事態の推移を見る必要がある」等の意見があり、賛否同数でありました。議会の申し合わせ事項にあるように、内容が複雑でにわか結論を出すのが困難であること、執行部と地域と保護者会の三者が協議を尽くすべき段階であること、そして、町執行部は、今回の請願を出さざるを得なかった提出者の思いに謙虚な姿勢で対峙をし、この三者協議を真摯に尽くさなければならないと判断し、今後も継続して更なる状況調査を行う必要があることから、委員長決裁で「継続審査とすべし」といたしました。

なお、所管の調査事項は閉会中も継続して、調査・研究を行ってまいります。

以上で、委員長報告を終わります。

**○議長（池田信博）**

次に、産業建設常任委員長 8番：菊地 政文 議員

## 〇8番（ 菊 地 政 文 ）

それでは、産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。

常任委員会開催日は、5月8日、6月12日、13日、27日、28日の5日間です。

付託案件は11件で別紙の通りです。

審査の結果は付託案件11件は、すべて全会一致で「可決すべし」といたしました。

審査の経過及び主な意見、指摘事項等についてです。

議第58号「ふるさと隠岐の島応援基金条例の一部を改正する条例」についてです。

今年8月に内閣府より企業版ふるさと納税の認定を受ける予定である。今回の企業版ふるさと納税は業務委託を介せず、直接担当課と納税企業者とのやり取りをすることになっている。委員会からは地域再生計画の目的や島内の事業に貢献できるような仕組みにするよう指摘しました。

議第68号「令和5年度隠岐の島町一般会計補正予算（第2号）」についての、木質ペレット製造施設管理運営事業6,620万6,000円、本事業について担当課からは、木質ペレット発電事業に向け、発電用ペレット製造体制及び施設整備を行うため、施設運営管理委託料や電気代に加えユニックやバックホーン、アタッチメントなど備品を購入するとの説明がありました。併せて、今年10月から業務委託先をウッドヒルから隠岐グリーンパワー合同会社に移行した場合のペレット工場やペレット発電の収支計画、太陽光PPA事業やペレット発電収支なども含めた全体の事業計画について説明がありました。

委員からは「ペレット工場の電気代について、補正額150トンで787万円であるが、来年度からは1,230トンで2,000万円としており、根拠が分かりづらい」、「来年度からペレット工場収支が黒字になっており、新たな会社に運営を任せるべきだ」「年間総発電量の利用率の根拠に信憑性がない」などの意見がありました。

電気代については、基本料金単価は変わらないものの、生産量が増えると電力量料金の単価が安くなることなど、補正額787万円の積算根拠と、来年度からの電気代の比較について詳細な資料が示されました。利用率については、本町の年間日照率データを基に計算しているとの説明があり、理解するには至らなかった。

委員会からは、本定例会での補正予算は認めるものの、ペレット発電事業については今回示された再生エネルギー事業の収支計画を重視し、税金投入のバランスも考えること、またペレット工場運営についてももしっかり検討するよう指摘しました。

次に、中出張所等複合新庁舎整備事業 3,045 万円、本事業について担当課からは、軟弱地盤対策工法を検討した結果、杭工法に変更する必要がある、また、建築工事管理費について労務単価が改正となったため増額になるとの説明がありました。さらに全体工事費については世界情勢や資材価格の高騰、慢性的な人手不足などコスト吸収限界による小売価格への転嫁などにより 3 億 2,000 万円の増額になったとの説明がありました。

委員から「3 億 2,000 万円は当初に比べ差額があり過ぎる」「当初予算の積算根拠は何だったのか」など厳しい意見もありました。委員会からは中地区にとって重要な施設であり、今後は歳入も併せ大幅な変更がないよう注視しながら事業を進めるよう指摘いたしました。

調査事項として(1)「西郷港周辺地区整備計画」、本事業は令和 5 年度から令和 9 年度を 1 期工事、令和 10 年度から令和 14 年度を 2 期工事とし、西郷港周辺地区の整備を行う事業である。

委員からは「組織の連携や決定機関などが分かりづらい」「将来像が見えてこないことで地域も含め町民がどういったものが出来るのかなど不安を与えている」との意見がありました。担当課からは各組織の役割や意見の集約方法、それを決定するまでのプロセスについて説明がありました。委員会からは、1 期工事の内容だけでなく、2 期工事も併せたイメージしやすい絵図などの資料を町民へ広く情報開示するよう指摘しました。

(2)旧ホテル施設「眺海苑」の立木等の除去について、建設課より旧ホテル施設「眺海苑」敷地内の立木から害虫発生などにより隣接する保育所に支障をきたしていることから、7 月の「空き家対策協議会」において特定空き家に認定された場合を条件に、除去を行いたいとの報告がありました。

委員からは「本来は、持ち主が行うべきではないか」など責任の区分について意見があり、担当課からは、建物に関係する方々が全て相続を放棄しており、園児の安全確保のためにも担当課で事業を進めたいとの説明がありました。

以上で、産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

所管の調査事項については、議会閉会中も継続して調査、研究いたします。

## ○議長（池田信博）

以上で、「委員長報告」を終わります。

## 日 程 第 2. 特別委員会の中間報告の件

「特別委員会の中間報告の件」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第 47 条第 2 項の規定により、「議員定数・報酬特別委員会」から調

査事項の件について、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、「議員定数・報酬特別委員会」の中間報告を受けることに決定いたしました。

議員定数・報酬特別委員長の発言を許します。

議員定数・報酬特別委員長 14 番：高宮 陽一 議員

### ○14番（高宮 陽一）

議員定数・報酬特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、今定例会会期中の6月22日、委員会を開催し、今後の進め方について協議・検討しましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、今後、調査・研究を進めるために各委員からそれぞれの思い・考え方について発言していただき、意見交換を行いました。

主な意見としては、先般行った住民アンケートの意見も尊重しながら住民目線で検討を進めるべき、住民代表・各種団体との意見交換、類似町村の視察と比較、サポーター制度の活用、議会の果たす役割、議会の充実・強化など多くの意見がございました。

また、令和元年12月定例会において、本町議会の議会改革特別委員会の「隠岐の島町議会議員定数・報酬に関する報告書」は尊重しつつも固執することなく、あくまでも参考資料として活用することといたしました。

協議の結果、次の二点について確認し、調査・研究を行ってまいります。

一点目、「議員定数」と「議員報酬」は区分して協議・検討する。

二点目、最終報告は、次回の本町議会議員選挙の1年前には、そのことを明らかにすべくということから、目標を令和6年6月定例会とする。ということで、活動を進めてまいります。

以上、議員定数・報酬特別委員会の中間報告といたしますが、議会閉会中も引き続き、調査研究してまいります。

### ○議長（池田 信博）

以上で、「特別委員会の中間報告の件」を終わります。

## 日 程 第 3. 討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の承認第2号「隠岐の島町税条例等の改正する条例の専決処分について」から同意第9号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」までの31件、及び本日の議事日程第1で行いました委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番：高宮 陽一 議員

#### ○14番（高宮 陽一）

私は、総務教育民生常任委員長から報告のあった請願第1号「隠岐の島町立北小学校の統廃合方針の撤回を求める請願」の採決に当たって、採択すべきもの、継続審査とするものが同数となり、委員長判断で「継続審査」としたことに反対の討論を行います。

本日も、議員間の自由討議でも申し上げましたが、請願の文面では、北小学校の統廃合方針の白紙撤回と統廃合後の将来ビジョンの策定等を求めているものでございます。

しかしながら、6月27日、総務教育民生常任委員会に請願者の皆さんに出席をお願いし、請願の考えについて詳細に説明を受け、審議いたしました。

事務を担当している細井氏からは、本音のところの気持が語られたと思っています。細井氏は、「特に、統廃合に反対するものではなく、町執行部のこれまでの発言等を反省し、お互いに誠意をもって協議を再開すべき」と言うもので、私もそのことを確認し、一刻も早く、紳士的な協議が再開されることを望むものでございます。

また、町長も一般質問において「あくまでも方針案であり、精力的に協議を進める」との答弁もございましたし、教育長も同じ考えであることを確信しております。このように、両者共に誠意をもって協議する意思は同じだと思います。

いろいろと添付された資料の中には、区・自治会・保護者会など、それぞれの言い分が記載してあったり、いろいろな方々の発言や考えを考慮し、更に調査・研究すべきとの判断も理解できますが、先ほども申し上げましたように、お互いにこれまでのことを真摯に反省して協議を再開してこそ、課題を整理していくことこそ最も必要ではないかと考えています。そのためにも、町執行部も今までの発言等についても真摯に反省し、一日も早く協議が再開されるよう、お互いの壁を取り払うことを望むものでございます。

今回の請願は「継続審査」として結論を先送りすれば、地区民の不安感を助長することにもなりかねず、請願者の本音である紳士的に協議を再開したいという思いに寄り添い、一日も早くこの壁を取り除くためにも、この度の請願は「採択すべき」であると考え、総務教育



民生常任委員長報告に反対いたします。

議員各位の真摯な判断を期待をし、「反対討論」といたします。

### ○議長（池田信博）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」 の声を確認 ）

ほかに、討論は、ありませんか。

（ 「なし」 の声を確認 ）

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

### 日 程 第 4. 採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず、はじめに承認第2号「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」から承認第8号「令和4年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について」までの7件を、一括して採決します。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、承認第2号から承認第8号までの7件は、原案のとおり「承認」されました。

次に、議第55号「隠岐の島町子育て交流センター設置及び管理条例」から議第58号「ふろさと隠岐の島応援基金条例の一部を改正する条例」までの4件を採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第55号から議第58号までの4件は委員長報告のとおり「可決」されました。

次に、議第59号「工事請負変更契約の締結について〔油井漁港（蔵田地区）ケーソン製作工事〕」から議第67号「工事請負契約の締結について〔中村海水浴場管理棟改築工事〕」までの9件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 59 号から議第 67 号までの 9 件は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 68 号「令和 5 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 2 号）」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 68 号は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、議第 69 号「令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 1 号)」及び議第 70 号「令和 5 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算（第 1 号）」の 2 件について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第 69 号及び議第 70 号の 2 件は委員長報告とおり「可決」されました。

次に、同意第 2 号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」から同意第 9 号「隠岐の島町農業委員会委員の任命同意について」までの 8 件を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

よって、同意第 2 号から同意第 9 号までの 8 件は、原案どおり「同意」することに決定されました。

次に、要望第 1 号「議会に対し監査委員の処遇改善を求める要望書」について採決します。

本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

したがって、要望第1号は委員長報告とおりに「採択」することに決定されました。

最後に、請願第1号「隠岐の島町立北小学校の統廃合方針の撤回を求める請願」について採決します。

本案に対する委員長報告は「継続審査」です。

本案を、委員長報告のとおり「継続審査」とすることに賛成の方は起立願います。

【 賛成者 7人・反対者 8人 】

( 起 立 少 数 )

起立「少数」であります。

したがって、委員長報告の請願第1号について「継続審査」とすることは「否決」されました。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

( 本会議休憩宣告 13時59分 )

( 全員協議会開会宣告 13時59分 )

#### ○議長 ( 池 田 信 博 )

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 14時11分 )

( 本会議再開宣告 14時11分 )

議会運営委員会で協議した結果、先ほど「否決」された請願第1号「隠岐の島町立北小学校の統廃合方針の撤回を求める請願」について採決したいと思います。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号「隠岐の島町立北小学校の統廃合方針の撤回を求める請願」について「採択」とすることに賛成の方は起立願います。

【 賛成者 9人・反対者 6人 】

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

よって、請願第1号は「採択」されました。

以上で、「採決」を終わります。

#### 日 程 第 5. 委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を議題とします。

お手元に配付いたしましたとおり、各常任委員長及び特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声を確認 )

「異議なし」と認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託の件」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は継続審査・調査となった案件を除き、全て議了いたしました。

会議を閉じます

これをもって、令和5年第2回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

( 閉 会 宣 告 14時13分 )

以 下 余 白